## 花トリピー着ぐるみ貸出し要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「花トリピー」の着ぐるみ(以下「着ぐるみ」という。)の貸出しの方法等について定めるものである。

(申込み)

第2条 着ぐるみの貸出しを希望する者は、別添の申込書に記載の上、鳥取県生活環境部緑豊かな自然 課長(以下「甲」という。)に申し込むものとする。ただし、鳥取県からの希望については、口頭 での申込みで可とする。

(使用承諾)

- 第3条 甲は、前条の規程による申し込みがあった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの使用を承諾するものとする。
  - (1) 鳥取県の品位を傷つけ、または正しい理解の妨げになるとき。
  - (2) 着ぐるみを正しい使用方法に従って使用しないとき。
  - (3) 法令または公序良俗に反し、または反する恐れのあるとき。
  - (4) 特定の個人、政党または宗教団体を支援し、または公認しているような誤解を与え、または与える恐れのあるとき。
  - (5) 営利目的の活動に使用するとき。
  - (6) その他、甲が着ぐるみの使用について不適当と認めたとき。

(使用料)

第4条 使用料は、無料とする。ただし、運送にかかる費用は借受人が負担することとする。

(注意事項)

- 第5条 着ぐるみを借り受けた申込者(以下「借受者」という。)は、別添の「花トリピー使用上の注意事項」を遵守しなければならない。
  - 2 借受者は、着ぐるみ本体又は付属品を紛失し、破損し、又は汚損したときは、原状に回復するための実費を甲に支払わなければならない。

(確認)

第6条 鳥取県生活環境部緑豊かな自然課の担当者は、着ぐるみの返却時に、貸し出した物品がすべて 返却されているか、及び破損又は汚損がないかその場で確認するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の運用に関し必要な事項は、甲が別に定める。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

# 花トリピー着ぐるみ貸出し申込書

鳥取県生活環境部緑豊かな自然課長様

花トリピー着ぐるみの貸出しを希望しますので、下記のとおり申し込みます。

年 月 日

住 所 申込者 氏 名 印 電話番号

(個人が自署される場合は、押印は不要です。)

記

貸出希望期間	年	月	日	~	年	月	日	
使 用 日			年	月	日			
使用目的 (どんなイベント 等に使うのか。)								
使用方法 (どういう使い方 をするのか。)								

- 注1 着ぐるみを紛失し、破損し、又は汚損した場合は、返却される前に御一報ください。
  - 2 着ぐるみ本体又は付属品を紛失し、破損し、又は汚損したときは、原状に回復する ための実費を負担していただきますので、注意してください。
  - 3 運搬に係る経費は、すべて借受者の負担となります。

# 花トリピー使用上の注意事項

花トリピーを使用されるときは、以下の点にご注意ください。

#### ■ 使用上の注意

- 1 <u>大切に取り扱って壊すことないようにしてください。</u> (特に梨の花の帽子とくちばしの部分が壊れやすいので、十分に注意してください。)
- 2 雨や雪などで濡らさないように、また、汚さないようにしてください。
- 3 集団に囲まれたり、その他何かあったときのために、必ずサポートする人を付けてください。(集団心理で、着ぐるみを蹴られたり、梨の軸やくちばしを引っ張られたり、足下に潜り込まれたり されることがあります。)
- 4 サポートする人は、お客様に対して常に笑顔で接してください。また、花トリピーがいじめられたときでも、大声を上げるのではなく、やさしくやめていただくようお願いするようにしてください。
- 5 他のトリピーとの共演はしないでください。

### ■ 着用上の注意

- 1 着用すると大量の汗をかきます。汗が着ぐるみに付かないよう、<u>必ず首にはタオル</u> <u>を、手には手袋や軍手を、足には靴下を着用してください。</u> (汗が付着するとニオイ等の原因と なります。後で使う人のためにも特にお願いします。)
- 2 人の見ている前で、着替えないでください。
- 3 着替えは、一人で行わず、必ず誰かに手伝ってもらいながら行ってください。
- 4 ズボンの裾から足が見えないように、注意してください。

#### ■ 動きの注意

- 1 声は出さないでください。
- 2 大股で歩かないでください。 (ヨチョチ歩きが適当)
- 3 手や体の動きは、オーバーアクションでお願いします。
- 4 握手、頭や背中を撫でるなど、子どもとスキンシップをとると可愛く見えます。
- 5 イメージを壊すような振る舞いはしないでください。特に<u>お客様に怪我などを負わ</u> せることのないよう乱暴な動きはしないでください。
- 6 梨の軸が取れないよう、また人に当たらないよう注意してください。

### ■ その他

- 1 着ぐるみを紛失し、破損し、又は汚損した場合は、返却される前に御一報ください。
- 2 <u>着ぐるみ本体又は付属品を紛失し、破損し、又は汚損したときは、原状に回復する</u> ための実費を負担していただきますので、注意してください。
- 3 運搬に係る経費は、すべて借受者の負担となります。